

情報提供企業の募集

防衛装備庁は、航空自衛隊の戦闘機等に搭載可能な通常爆弾及び機関砲弾を除く将来の航空機搭載弾薬（以下「将来の航空機搭載弾薬」という。）に関する技術的検討を幅広く実施するにあたり、以下のとおり、情報提供する意思のある企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和3年11月4日
防衛装備庁

1 募集の目的

本募集は、将来の航空機搭載弾薬に関する技術的検討（以下「本検討」という。）を実施するにあたり、空対空誘導弾、空対艦誘導弾及び誘導爆弾に関する知見、製造実績等を有する企業のうち、本検討に対して情報提供する意思のある企業を募集し、各企業と適切な意見交換をすることにより、本検討を効率的かつ円滑に進めることを目的としています。

2 情報提供企業の要件

情報提供企業は、以下の要件を全て満足する日本国法人である企業に限定します。

- (1) 防衛省が取扱い上の注意を要する文書等の開示について適当であると認める企業
- (2) 以下ア～ウのいずれかを満足する企業
 - ア 航空機搭載弾薬、特に空対空誘導弾、空対艦誘導弾及び誘導爆弾に関する研究、開発及び製造等の実績を有する企業
 - イ 航空機搭載弾薬、特に空対空誘導弾、空対艦誘導弾及び誘導爆弾の開発又は製造等に関する知識及び技術を有することを疎明できる企業
 - ウ 日本国内において航空機搭載弾薬、特に空対空誘導弾、空対艦誘導弾及び誘導爆弾の輸入、販売に関する権利を保有する企業又は権利を獲得できる企業

3 情報提供に係る意思の確認

情報提供する意思のある企業のうち、上記2の要件を満足し取得方法に関する情報を提供いただく場合は「情報提供意思表明書」（別紙第1）に上記2の要件を確認できる書類（様式任意）を添付のうえ、令和3年11月19日（金）1700までに、下記6の担当窓口にご提出ください。

なお、提出される際は、前日までに電子メールでその旨を下記6の担当窓口にご連絡ください。

4 今後の進め方

本提案に応じた企業のうち、別途提示する「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」（別紙第2）を提出後、上記2の要件を確認した企業に対し、将来の航空機搭載弾薬に関する情報提供依頼を行います。

下請けあるいは協力企業を含める場合は、その企業にも情報提供依頼書等の保全に関する誓約書を提出頂く必要があります。

なお、本件は、あくまでも情報収集の一環であり、本募集への協力により、将来における何らかの事業開始の決定や契約業者を選定するための手続きに一切の影響を与えるものではありません。

5 その他

- (1) 本情報提供に関して使用する言語は日本語とします。
- (2) 貴社が提出した情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合、防衛装備庁が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。
ただし、貴社が防衛省以外に開示制限を希望する情報がある場合、具体的内容及び理由を明記（様式随意）して、担当窓口にご提出ください。この場合、貴社の許可なく情報を開示することはありません。
- (3) 本募集に関して要する費用は、貴社の負担とします。
- (4) 留意事項として、「情報提供意思表明書」（別紙第1）及び「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」（別紙第2）を提出する際は、貴社が提出したものが真正であることを確認できる措置を講じてください。

6 担当窓口

防衛装備庁 プロジェクト管理部 装備技術官（航空担当） 付
住所：〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1
電話：03-3268-3111（内線）26235
電子メールアドレス：tmd_aerial_03@atla.mod.go.jp

防衛装備庁 プロジェクト管理部 装備技術官（航空担当） 殿

情報提供意思表示書

所在地
企業名
代表者氏名

将来の航空機搭載弾薬に関する技術的検討に対し、情報提供の意思を表明します。

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 担当者氏名
- 4 所属部署
- 5 電話番号
- 6 FAX
- 7 電子メールアドレス
- 8 提供する航空機搭載弾薬の種類（いずれかに印をおつけください）

空対空誘導弾 ・ 空対艦誘導弾 ・ 誘導爆弾

別紙第2

情報提供依頼書等の保全に関する誓約書

当社は、将来の航空機搭載弾薬に関する情報提供依頼（RFI）（令和3年11月 防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当））によって開示される取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。（以下「情報提供依頼書等」という。）の保全のため、次の事項について誓約します。

- 1 当社は、情報提供依頼書等の保全を確実にし、万が一、情報提供依頼書等の漏えいの事実があった場合には、情報提供依頼書等の取扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
- 2 当社は、情報提供書の提出期限までに情報提供依頼書等の全てを防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）に返却します。また、電子メールで受領した情報提供依頼書等の全てを確実に消去します。
- 3 当社は、情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に関係のある当社従業員のみ情報提供依頼書等を供覧します。
- 4 本作業上、真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、前項の規定にかかわらず、当社は本作業を共同して行う社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該社に情報提供依頼書等を供覧することとします。本作業を共同して行う社の従業員の故意又は過失により情報提供依頼書等が漏えいした場合であっても、当社は情報提供依頼書等の取扱い上の責任を免れることはありません。
- 5 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度を超えて情報提供依頼書等を供覧しません。
- 6 当社は、情報提供依頼書等の電子計算機情報への加工を行いません。また、原則として、情報提供依頼書等の複製は行いません。本作業上、真にやむを得ない場合に複製したときは、当社の責任において確実に管理し、原本の返却時に管理記録簿と共に装備技術官（航空担当）に提出します。
- 7 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は情報提供依頼書等を保管する当社施設をいう。以下同じ）に立ち入らせ、又は近づけません。
- 8 当社は、本作業に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立ち入らせません。
- 9 当社は、本作業により情報提供依頼書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
- 10 防衛装備庁が必要性を認めたとき、当社は情報提供依頼書等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
- 11 当社は、情報提供依頼書等の漏えい、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑いもしくはおそれがあったときは適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに装備技術官（航空担当）へ報告します。

令和3年 月 日

防衛装備庁
プロジェクト管理部 装備技術官（航空担当） 殿

所在地
企業名
代表者氏名